

規程

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2024-04-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000218

東北学院大学法学政治学研究所規程

令和4年12月21日制定第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、東北学院大学学則第66条に基づき、東北学院大学法学政治学研究所（以下「本研究所」という。）の組織及び管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本研究所は、法学及び政治学に関する研究及び調査を行い、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

(事業)

第3条 本研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 法学及び政治学に関する研究及び調査
- (2) 前号の事業に基づく成果の発表その他社会に還元する活動
- (3) 本研究所が行う各種事業のための研究資金、助成金等の情報収集及び受入れ
- (4) 資料及び文献の収集、整備及び保管
- (5) 研究会、講演会、公開講座等の開催
- (6) 紀要等の刊行物の発行
- (7) その他本研究所の目的を達成するために必要な事業

(学術情報リポジトリへの登録及び公開の許諾)

第4条 前条に定める事業のうち、刊行物の発行に関しては、当該刊行物に投稿される著作物について、原則として、東北学院大学学術情報リポジトリへの登録及び公開の許諾が得られていることを掲載の条件とする。

(組織)

第5条 本研究所は、次の者をもって組織する。

- (1) 所長 1名
- (2) 副所長 1名
- (3) 所員
- (4) 客員研究員

(所長)

第6条 所長は、法学部長をもって充てる。

2 所長は、本研究所の事業及び事業遂行のための業務全体を統括する。

(副所長)

第7条 副所長は、所長が推薦し、学長が委嘱する。

2 副所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、任期中に副所長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 副所長は、所長を補佐し、事業の実務を担当する。

5 副所長は、所長に事故あるときは所長の職務を代行する。

(所員)

第8条 所員は、本学の専任教員のうちから、運営委員会の議を経て、学長が委嘱する。

2 所員は、本研究所の研究及び調査に従事するとともに、所長の指示の下、本研究所の事業及び運営業務に携わる。

(客員研究員)

第9条 客員研究員は、本学の専任教員以外の者から所長が推薦し、運営委員会の議を経て、学長が委嘱する。

2 客員研究員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 客員研究員は、所長の指示の下、研究及び調査に従事するとともに、本研究所の事業及び運営業務に協力する。

(総会)

第10条 本研究所は、毎年度1回総会を開く。ただし、所長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

2 所長は、総会を招集し、議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本研究所の事業計画
- (2) 本研究所の予算及び決算
- (3) その他研究所に関する重要事項

4 総会は、所長、副所長及び所員をもって構成する。

5 総会は、構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。ただし、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第11条 本研究所に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本研究所の運営に関する事項
- (2) 総会の審議事項に関する原案の作成

3 運営委員会は、副所長及び運営委員をもって組織する。

4 運営委員会の委員長は、副所長をもって充てる。

5 運営委員は、若干名とし、総会において選出する。

6 運営委員会の委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。

(経費)

第12条 本研究所の経費は、大学予算及び外部資金（基金、寄付金、助成金、事業収入等）をもって充てる。

2 前項の外部資金の受入れは、学内関係諸規程に従って行う。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、研究支援部研究支援課において処理する

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、総会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行に伴い、東北学院大学法学政治学研究所規程（平成4年4月1日制定第5号）を廃止する。

東北学院大学法学政治学研究所紀要投稿規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、東北学院大学法学政治学研究所（以下「研究所」という）規程第11条第2項に基づき、研究所の研究員及び客員研究員以外の者による研究所紀要（以下「紀要」という）への投稿に必要な事項を定める。

(投稿資格)

第2条 研究所紀要への投稿は、研究員及び客員研究員のほか、次の各号のいずれかに該当する者ができるものとする。

- (1) 助手、教育助手、又はそれに準ずる者。
- (2) 研究員又は客員研究員と連名の者。
- (3) 研究員を主たる構成員とする研究会の構成員。ただし、投稿は、研究会による研究成果に関わるものに限る。
- (4) その他、研究所の目的を達成するために研究所運営委員会が投稿を認めた者。

(改 廃)

第3条 この規則の改廃は、研究員が発議し、運営委員会の議を経て、研究員総会の承認を得るものとする。

附 則 この規則は、平成19（2007）年6月1日から施行する。